

令和 2 年 7 月 27 日付地方税法施行規則様式改正への対応について (法人事業税・特別法人事業税・法人都民税)

令和 2 年 7 月 27 日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、[総務省のホームページ](#)に掲載されています。(令和 2 年総務省令第 67 号)

今回の改正を受け、東京都では現在、様式の改定を行っています。改定後の様式の提供を開始するまでの間は、原則として改定前の様式（旧様式）により申告いただいて差し支えありません。

なお、令和 2 年度税制改正の内容反映後の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告を行う法人については、今回改正による様式の新設や記載欄の追加等により、旧様式による申告が困難な場合があります。この場合は、改定後の様式の提供を開始するまでの間は、下記 1 により申告してください。

なお、旧様式により申告する場合は、下記 2 にご留意のうえ、申告してください。

1 旧様式による申告が困難な場合

(1) 電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等を行う法人

令和 2 年度税制改正において、地方税法第 72 条の 2 第 1 項各号に掲げる事業区分及び課税方式が次のように改正されました。

条文		事業区分	課税方式
地方税法 第 72 条の 2 第 1 項	第 1 号	第 2 号、第 3 号に掲げる事業 以外の事業	所得割額 (資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除く)の場合は所得割額・付加価値割額・資本割額)
	第 2 号	電気供給業(第 3 号に掲げる事業を除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業	収入割額
	第 3 号	電気供給業(小売電気事業等、 発電事業等)	収入割額・所得割額 (資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除く)の場合は収入割額・付加価値割額・資本割額)

※ 下線部は今回改正事項

上記のうち、新設された第 3 号に掲げる事業(小売電気事業等・発電事業等)を行う法人は、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る申告については、今回改正により新設された「第 6 号様式(その 2)」により行う必要があるため、現行の第 6 号様式(旧様式)はお使いいただけません。

該当する場合には、以下の地方税法施行規則様式(上記総務省ホームページに掲載されているものと同じものです)を使用し、申告してください。

● 第6号様式（その2）（中間・確定申告書）・・・＜[様式](#)> ＜[記載要領](#)>

（注）課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合は、本様式に加えて第6号様式別表5（下記（2）ア）も併せて作成する必要があります。

（2）その他

上記（1）のほか、記載項目の追加等により旧様式による作成が困難と思われる以下の様式についても、改定後の様式の提供を開始するまでの間は、以下の地方税法施行規則様式を使用して申告してください。

ア [第6号様式別表5](#)（所得金額に関する計算書）

※ 法人税にオープンイノベーションの促進に係る税制（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資した場合の課税の特例）が創設されたことに伴い、当該規定を受ける法人に関する記載欄が追加されています（[34](#)、[35](#)欄）。

イ [第6号様式別表5の2](#)（付加価値額及び資本金等の額の計算書）

※ 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と、同3号に掲げる事業を併せて行う外形対象法人が、各事業に係る資本金等の額を期末の従業者数で按分して算出するための計算欄が追加されています（[21](#)～[24](#)欄）。

ウ [第6号様式別表5の6の2](#)（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書）

※ 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業とその他の事業を併せて行う外形対象法人が、第3号事業に係る雇用者給与等支給増加額を算出するための計算欄が追加されています（[21](#)、[24](#)欄）。

※ その他、賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件の改正に伴い、計算式が改正されています。（[14](#)欄）

エ [第6号様式別表14](#)（基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書）

※ 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る基準法人収入割額の計算欄が追加されています（[9](#)、[10](#)欄）。

2 旧様式による申告を行う場合の留意点

上記 1 を除き、令和 2 年度税制改正の内容反映後の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告にあたり旧様式を使用される場合には、以下の事項を参照の上、ご記載いただきますようお願いいたします。

●第 6 号様式別表 5 の 2 の 3（資本金等の額に関する計算書）

次の項目・欄について、番号が変更となっていますので、適宜読み替えてご使用ください。

◆項目名「収入金額課税事業をあわせて行う法人」を

「収入金額課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業）を併せて行う法人」と読み替えてください。

◆①、⑯欄・・・「別表 5 の 2 下表 3 ⑭」を「別表 5 の 2 下表 3 ⑳」に読み替えてください。

◆⑳、㉔欄・・・「別表 5 の 2 下表 1 ㉔」を「別表 5 の 2 下表 1 ㉐」に読み替えてください。

◆㉑欄「平成 28 年改正法附則第 5 条第 11 項に係る額」・・・改正により削除されています。

◆㉒欄「課税標準の特例に係る控除額」・・・「㉑欄」を「㉒欄」に読み替えてください。

●第 6 号様式別表 6（収入金額に関する計算書）

「法附則第 9 条第 18 項の規定による控除額 ⑥」欄

「法附則第 9 条第 19 項の規定による控除額 ⑥」と読み替えてください。

※下記「●様式上段に事業区分に関する文言が追加された様式」もご確認ください。

●第 6 号様式別表 9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）、

「控除前所得金額」欄

「第 6 号様式 ⑥⑧～」を「第 6 号様式 ⑥⑦～」と読み替えてください。

※下記「●様式上段に事業区分に関する文言が追加された様式」もご確認ください。

●第 6 号様式別表 11（民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書）

所得金額（⑨欄・⑩欄）欄

「第 6 号様式 ⑥⑧～」を「第 6 号様式 ⑥⑦～」と読み替えてください。

※下記「●様式上段に事業区分に関する文言が追加された様式」もご確認ください。

●第7号の3様式（特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書）

項目名「3. 特定寄附金税額控除額の計算」の各欄について、控除割合等の改正がありますので、以下のとおり、適宜読み替えてご使用ください。

◆⑧「控除額」欄

「 $⑦ \times 10/100$ 」を「 $⑦ \times \underline{20}/100$ 」と読み替えてください。

◆⑨「控除対象事業税額」欄

「第6号様式③⑨－第6号様式④⑩」を

「第6号様式③⑨又は第6号様式（その2）④⑪」と読み替えてください。

◆⑬「控除額」欄

「 $⑫ \times 2.9/100$ 又は $⑮ + ⑰$ 」を「 $⑫ \times \underline{5.7}/100$ 又は $⑮ + ⑰$ 」と読み替えてください。

◆⑮「（東京都に申告する場合の⑬の計算・特別区分）控除額」欄

「 $⑭ \times 20/100$ 」を「 $⑭ \times \underline{40}/100$ 」と読み替えてください。

◆⑰「（東京都に申告する場合の⑬の計算・市町村分）控除額」欄

「 $⑱ \times 2.9/100$ 」を「 $⑱ \times \underline{5.7}/100$ 」と読み替えてください。

◆⑲「控除対象法人税割額」欄

「第6号様式⑦－第6号の2様式③」を

「第6号様式⑦又は第6号様式（その2）⑦－第6号の2様式③」と読み替えてください。

●第10号の3様式（更正請求書）

「法第72条の33の2の更正の請求の場合」欄

「法第72条の33の更正の請求の場合」と読み替えてください。

●様式上段に事業区分に関する文言が追加された様式（上記を含む）

今回改正により、以下の様式（※）は、それぞれの様式の名称部分に、事業区分を明示する箇所が設けられています（法第72条の2第1項各号に掲げる事業の、いずれの事業に係る様式であるか、○印で囲むことで明示する形式となっています）。

・旧様式を使用する場合は、様式名称の余白部分に、該当する事業区分をご記入ください。

○東京都・旧様式への記入例：別表5の2の2

（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業について作成する場合）

一連番号	組織 法人名	※ 整理番号 処理事項 6 2 2	事務所	管 理 番 号	申告区分
法 人 名		法 人 番 号			
		事 業 年 度	平成・令和	年	月

付加価値額に関する計算書

1. 付加価値額の総額の計算

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

報酬給与額	別表5の3①	①	単年度損益	別表5の6④	④
純支払利子	別表5の4③	③	付加価値	①+②+③+④	

余白部分に事業区分を追記してください

<※ 該当する様式>

これらの様式は、第3号に掲げる事業とその他の事業（第1号、第2号あるいはその両方）とを併せて行う場合は、それぞれの事業ごとに（2枚）提出する必要があります。

そのため、当該様式がいずれの事業に係るものかを区別するため、このような標記が追加されています。

◆第6号様式別表のうち以下のもの

- ・別表5（所得金額に関する計算書）
- ・別表5の2（付加価値額及び資本金等の額の計算書）
- ・別表5の2の2（付加価値額に関する計算書）
- ・別表5の3（報酬給与額に関する明細書）
- ・別表5の3の2（労働者派遣等に関する明細書）
- ・別表5の4（純支払利子に関する明細書）
- ・別表5の5（純支払賃借料に関する明細書）
- ・別表5の6の2（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書）
- ・別表6（収入金額に関する計算書）（注1）
- ・別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）
- ・別表10（更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書）
- ・別表11（民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書）
- ・別表12（適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等の計算に関する明細書）
- ・別表13（合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書）
- ・別表13の2（共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書）
- ・別表13の3（事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額等の特例に関する明細書）

◆第10号様式（課税標準の分割に関する明細書）（注2）

◆第10号の3様式（更正請求書）（注3）

<参考：地方税法施行規則様式改正で追加された文言の例>

●第6号様式別表5の2の2 ほか

法人名	法人番号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	事業年度	

付加価値額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)
第1号 第3号

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表5の3①	①
純支払利子	別表5の4②	②

改正により、一部の様式にこのような記載が追加されました。
例えばこの様式では、「第1号」と「第3号」の、
どちらの事業区分について作成した様式なのか、
○印をつけて明示する形になっています。

●第6号様式別表6

収入金額に関する計算書 (法第72条の2第1項第2号に掲げる事業) 第2号 第3号	事業年度	・ ・	法人名	
法第1号	収	金額	円	

(注1) 第6号様式別表6の場合は、事業区分が「第2号」と「第3号」になっています(どちらか1つに○印)。

●第10号様式(課税標準の分割に関する明細書(その1))

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は 連結事業年度	・ ・
事業税(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業) 第1号 第2号 第3号	道府県民税	年400万円以下の金額	円

(注2)

- 第1号・第2号・第3号の三つの事業区分が記載されています。
 - 三つの事業区分のうち、いずれか一つのみを行う法人や、第1号及び第2号事業を行う法人は、事業区分を○で囲むこと以外に、変更点はありません。
 - 一方、第3号事業(小売電気事業等・発電事業等)と、その他の事業を併せて行う法人の場合は、この明細書(第10様式)を、以下の要領で2通作成する必要があります。
 - ・第1号及び第3号事業を行う法人 → 事業ごとに、それぞれ明細書を作成
 - ・第2号及び第3号事業を行う法人 → 事業ごとに、それぞれ明細書を作成
 - ・第1号・第2号・第3号事業を行う法人 → 第1号及び第2号事業に係る明細書と、第3号事業に係る明細書を、それぞれ作成
- ⇒ これらの場合、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載します。

●第10号の3様式（更正請求書）

摘 要		更 正 の 請 求 前	更 正 の 請 求 後
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円	円
	税 額 等		
事業税 （法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業）	所 得 等		
	付 加 価 値 額		
	資 本 金 等 の 額		
	税 額 等		

への五関係）「別紙七十」

（注3）注2の第10号様式と同様です。

第3号と、その他の事業を併せて行う法人の場合は、
更正請求書も、事業区分ごとに2枚提出する必要があります。